

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、本件公告に定めるものの他、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 件名及び数量
鳥取県立中央病院調理補助業務委託 一式
- (2) 仕様
「鳥取県立中央病院調理補助業務仕様書」のとおり
- (3) 履行場所
鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院
- (4) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 令和2年度以降に、病院の給食配膳又は調理補助業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約する者

鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院
院長 廣岡 保明

4 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

5 配布資料

- (1) 仕様書
- (2) 入札参加資格確認書（様式第1号）

- (3) 業務に関する実績証明書（様式第2号）
- (4) 入札書（様式第3号）
- (5) 委任状（様式第4号）
- (6) 契約保証金免除申請書（様式第5号）
- (7) 電子契約に関する同意書（様式第6号）

6 入札手続

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒680-0901 鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院事務局総務課人事企画担当
電話 0857-26-2271（代表）
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp
- (2) 郵送による入札
不可とする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和7年3月3日（月）午後1時30分
 - イ 場所
鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院 会議室1（7階）

7 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金及び契約保証金

公告に示すとおり

9 調達内容に対する疑義

- (1) 疑義の受付
本件入札に関しての質問がある場合は、質問書（任意様式）を電子メールにより6の（1）に令和7年2月17日（月）正午までに提出すること。
- (2) 疑義への回答
（1）の質問に対する回答については、令和7年2月19日（水）までに鳥取県立中央病院のホームページによりまとめて閲覧に供する。

10 入札者に要求される事項

- (1) 本件一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認書（様式第1号）及び次に掲げる入札参加資格確認資料並びに参考資料（以下「入札参加資格確認資料等」という。）を作成の上、6の（1）の場所に令和7年2月21日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書及び入札参加資格確認資料等を提出しない者並びに6の（3）の時点において競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

入札参加資格確認資料等

- ア 会社概要書（次の内容が記載された書面）
 - ・会社案内（設立年月日、資本金、本店・支店・営業所等の所在地、従業員数（常勤・臨時の別）、経歴（沿革））

- ・業務内容（営業種目）
- ・契約実績（令和2年度以降に受託した主な病院の給食配膳又は調理補助業務）及び当該業務の発注者が発行した証明書（様式第2号）

[契約の相手方、給食配膳又は調理補助業務を受託した事業所の名称・所在地、契約期間、契約金額]

- イ 本業務の実施体制（予定作業責任者名（住所、年齢、性別、経験年数）、作業従事者数（常勤・臨時の別）、業務実施組織図）
 - ウ 緊急時連絡体制図
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出部数
提出部数は、1部とする。
- (4) その他
- ア 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された事前提出物及び入札参加確認資料等は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
 - ウ 提出期限以降における申請書及び入札参加資格確認資料等の差し替え及び再提出は認めない。

11 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認

10により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果については令和7年2月26日（水）までに通知する。

- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立中央病院長に対し、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和7年2月27日（木）正午

イ 提出場所及び方法

6の(1)の場所に持参又は電子メールにより送付することとする。

- (3) 鳥取県立中央病院長は説明を求められたときには、令和7年2月28日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

12 入札条件

- (1) 入札書は、様式第3号を使用すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（履行期間における総額とする。課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて提出すること。
- (4) 入札者は、入札書の記載内容について抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 委任状及び入札書の宛名は「鳥取県立中央病院 院長 廣岡 保明」とすること。
- (8) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落

札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

- (10) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

13 入札の無効条件

- (1) 本件公告に示した競争参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人をかねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 入札に関して不正のあった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、もしくは記載事項を確認しがたい入札
- (8) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

14 落札者の決定方法

本件公告に示した案件を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とすることがある。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

18 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件業務については、落札者を契約の相手方(以下「受注者」という。)として契約が成立し、受注者が業務を開始した後に履行状況の評価を定期的に行うこととしている。従って、履行状況が仕様書に示した基準等と適合しないと認めるときは、作業の手直し又は業務の改善を指示するものとし、その指示に従わないときは契約を解除するものとする。

(4) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。

(5) 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に、契約を解除することとなったときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を支払わなければならないものとする。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方を暴力団又は暴力団員であると知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

(6) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(7) 8の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、6の(1)の場所に提出すること。

(8) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書(様式第6号)を、6の(1)の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。